

重要事項説明書

新川病院介護医療院

1. 運営規程の概要

(1) 事業の目的

医療法人社団福寿会が開設する新川病院介護医療院が行う介護医療院サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業員が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

- ① 長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、可能な限り要介護者の能力に応じ自立した日常生活ができるようにする。
- ② 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。
- ③ 快適な療養環境を整備し、チーム療養活動を推進して効果的かつ効率的な運営を行い施設の外においても、市町村、広域事務組合、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス、福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。
- ④ 入所者の人権擁護・虐待防止と褥瘡予防のため、必要な体制を整備する。
- ⑤ 災害や感染症の発生時においても業務継続が可能なように、災害や感染症の被害状況や国・地方自治体の示す方針・災害対応・感染症の流行情報に基づき、想定しうる最大の災害に対応した物資の備蓄・避難方法の想定・入所者の安全確保を策定し、業務継続に努める。

(3) 勤務体制 二交代制

(4) 入所者の定員 60名

(5) 職員の職種、員数

- | | |
|-----------------------|------------------------------|
| ① 医師 | 3名以上（常勤3名若しくは常勤換算で3名） |
| ② 薬剤師 | 1名以上（常勤1名若しくは常勤換算で1名以上） |
| ③ 管理栄養士 | 1名以上（常勤1名以上） |
| ④ 看護師・准看護師 | 10名以上（常勤10名以上若しくは常勤換算で10名以上） |
| ⑤ 介護員 | 15名以上（常勤15名以上若しくは常勤換算で15名以上） |
| ⑥ 介護支援専門員 | 1名以上（常勤・兼務1名以上） |
| ⑦ 診療放射線技士（診療エックス線技士） | 必要数 |
| ⑧ 理学療法士又は作業療法士又は言語聴覚士 | 必要数 |
| ⑨ 調理員 | 必要数 |
| ⑩ 事務員 | 必要数 |

(6) 施設は、サービスの提供を開始するとき、あらかじめ入所者又はその家族に対し、運営規程の概要、利用料その他費用の額、従業員の勤務体制その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文章で説明し、同意を得る。

(7) 院長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させ、担当介護支援専門員は施設サービス計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況を把握、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(8) 施設は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法その他リハビリテーションを計画的に行う。

(9) 施設は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努める。

(10) 入所者の食事は、医師・管理栄養士等が多職種協同により、栄養ケア計画を作成し、これに基づき栄養管理、定期的な評価等を行い提供する。

(11) 介護サービスの苦情に対する窓口として、新川病院介護医療院の他に、別紙各保険者等があります。

◎多床室の施設サービス費

I型介護医療院サービス費(I)(ii)

介護度	利用負担 (A)	夜間勤務 看護(IV) (B)	(A)+(B) ×30 (C)
1	833	7	25,200
2	943	7	28,500
3	1,182	7	35,670
4	1,283	7	38,700
5	1,375	7	41,460

※1割負担、月30日の場合

◎加算

他科受診・外泊	362/日	※その場合施設サービス費は算定しない
初期加算	30/日	※入所日より30日間
栄養マネジメント強化加算	11/日	※入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、継続的な栄養管理
サービス提供体制強化加算(I)	22/日	※入所者に直接サービスを提供する職員の総数の内、介護福祉士の占有割合が80%以上または勤続年数10年以上が35%以上
療養食加算	6/回	※医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合
経口維持加算(I)	400/月	※経口による食事摂取を維持するための栄養管理
経口維持加算(II)	100/月	
口腔衛生管理加算(I)	90/月	※口腔の健康保持のための衛生管理
口腔衛生管理加算(II)	110/月	
科学的介護推進体制加算(I)	40/月	※入所者の心身の状況等の基本的な情報の活用
科学的介護推進体制加算(II)	60/月	
介護職員等処遇改善加算(I)		※1月あたりの総単位数×5.1%
安全対策体制加算	20/回	※安全対策部門を設置し、体制を整備(入所時に1回)
緊急時施設診療費	518/日	※救命救急医療を実施した場合(1月に1回連続3日限度)

◎特別診療費

感染対策指導管理	6/日	
褥瘡対策指導管理(I)	6/日	※日常生活自立度B、Cランクの方
褥瘡対策指導管理(II)	10/月	※(I)を満たしている。かつ、褥瘡リスクがあつて発生のない方
作業療法	123/回	
11回目より	86/回	※入所日より4ヶ月以上経過の場合
作業療法情報活用加算	33/月	※継続的にリハビリテーションの質を管理
初期入所診療管理	250/月	※入所月のみ

【利用者負担額】

施設サービス費と加算により算定します。

利用者負担額が一定額を超えた場合にその超えた金額が申請により支給されます。
利用者負担段階と上限額は以下の通り利用者の所得水準によって定められています。

なお、①福祉用具購入費および住宅改修費の定率負担額
②介護サービスを利用できる限度額を超えて利用した額
③食費・居住費（滞在費）・日常生活費
は対象外です。

支給を受けるには、申請が必要となり、1度申請すれば2回目以降は、初回申請時に登録した口座に自動的に支給を受けることができます。

※利用者負担の段階は、介護医療院に入所後、各市町村に入所連絡をします。
該当の方には通知が届きます。

利用者負担段階区分	利用者負担上限額（月額）	
	個人	世帯 ※1
世帯内に課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上の 65 歳以上の人がいる場合	140,100 円	140,100 円
世帯内に課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上 課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満の 65 歳以上の人がいる場合	93,000 円	93,000 円
住民税課税世帯で世帯内の 65 歳以上のすべての人が 課税所得が 380 万円（年収 770 万円）未満	44,400 円	44,400 円
住民税非課税世帯で 課税年金収入額+その他の合計所得（※2）が 80 万円超	24,600 円	24,600 円
住民税非課税世帯で ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額+その他の合計所得（※2）が 80 万円以下	15,000 円	24,600 円
・生活保護受給者 ・利用者負担を 15,000 円減額により生活保護の受給者と ならない場合	15,000 円	15,000 円

※1 同じ世帯に複数の利用者がある場合は、合算して世帯上限を超えた分を按分して支給します。

※2 その他の合計所得とは、合計所得金額から公的年金等の雑所得を控除したもの。

(13)保険外負担（諸経費）

テレビレンタル代		100円/日 3,000円/月	
洗濯代		152/日 4,700/月	
美容代 (床屋)	長髪	3,182円/回	
	長髪 (顔そりなし)	2,273円/回	
	短髪	2,637円/回	
	短髪 (顔そりなし)	1,819円/回	
	顔そり	909円/回	
振替手数料		100円/回	
特別な室料		1,000円/日	
食費		1,960円/日	※
居住費		437円/日	※
日常生活費			
日用品	歯ブラシ	実費	
	歯みがき粉	実費	
	シャンプー(入浴時以外)	実費	
	化粧品	実費	
教養娯楽費		実費	

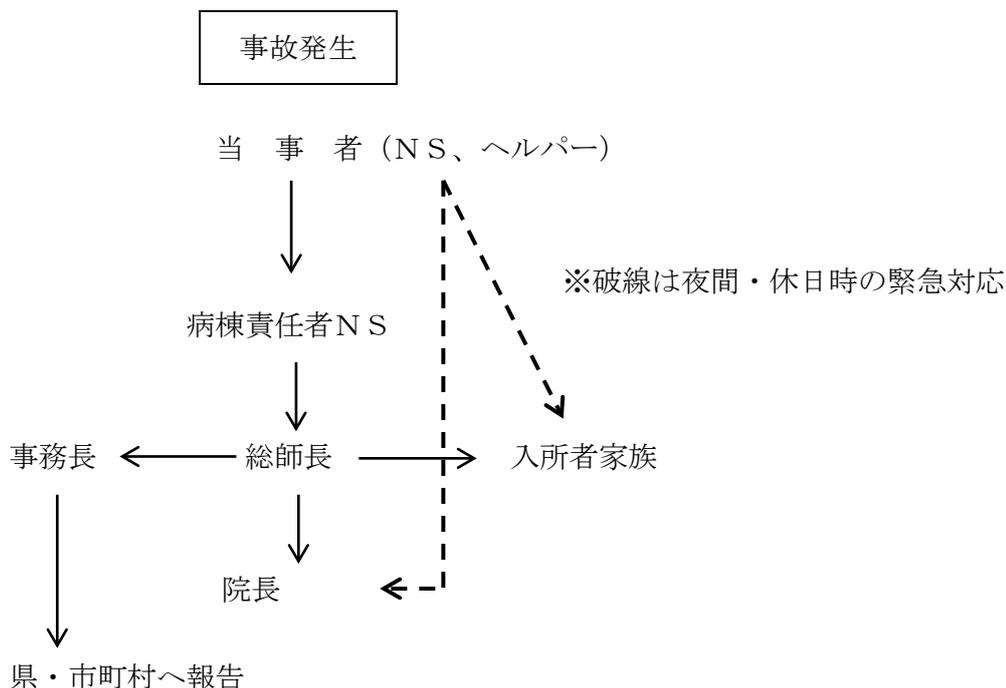
※食費・居住費は利用者負担段階により、負担額が変わります。

※負担額・基準額一覧表

利用者負担	食費	居住費	
4段階	1,960円/日	多 床 室	437円/日
3段階 ②	1,360円/日		430円/日
3段階 ①	650円/日		430円/日
2段階	390円/日		430円/日
1段階	300円/日		0円/日

介護事故発生時の対処方法

I、事故報告ルート



II、事故発生時の対応手順

- ① 病棟責任NSは、正確に状況を把握し、当事者と共に入所者の安全確保に努める。必要時、病棟スタッフを緊急招集し対処する。
- ↓
- ② 病棟責任NSは、院長、総師長の指示に従った応急処置をスタッフに指示し共に対応にあたる。
- ↓
- ③ 総師長（又は病棟責任NS）は、経過状況を正確に把握し医師に報告。
- ↓
- ④ 医師、総師長により入所者、又は家族に対して速やかに明確に状況を説明を行う。
- ↓
- ⑤ 事故当事者、病棟責任NSを中心に事故報告書を作成する。
- ↓
- ⑥ 病棟責任NSは、総師長に事故報告書を提出する。
- ↓
- ⑦ 総師長から院長、事務長への報告書提出。
- ↓
- ⑧ 全職員による事故発生の原因究明と防止対策、改善策をたてる。
- ↓
- ⑨ ⑧の内容報告書を総師長を通じて院長に提出。
- ↓
- ⑩ 事故の種類によっては、院長または事務長が市役所、所管保健所へ報告する。

苦情を処理するために講ずる措置の概要

施設名	新川病院 介護医療院
-----	------------

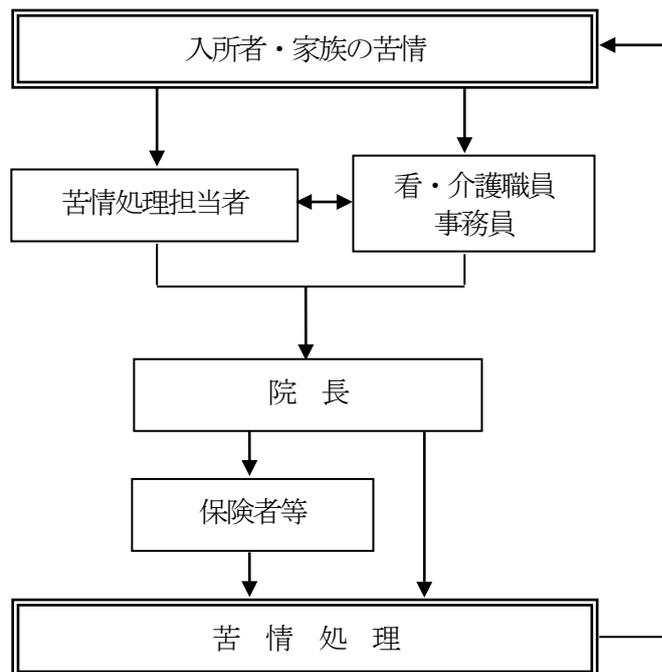
措置の概要

1 入所者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置

窓口（連絡先） ; 富山県魚津市住吉 236 番地
TEL 0765-24-3800
FAX 0765-24-5055

窓口担当者 ; 浦本 貴美子（総看護師長）
野苺家 道代（介護支援専門員）
平井 康弘（介護支援専門員）
佐々木 智江（介護支援専門員）
岩崎 美穂（介護支援専門員）

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順



苦情が発生した場合、上記フローシートに基づき次の手順で処理を行う。

- ① 入所者・家族からの苦情は苦情処理担当者へ。
- ② 苦情処理担当者又はその他の職員で即刻処理できることは、直ちに処理する。
- ③ 処理担当者単独で処理できないことは、施設長・施設の各部門と協議し、速やかに処理する。
- ④ 保険者等に関する場合は、保険者等に相談或は指示を仰ぎ速やかに処理する。
- ⑤ 苦情処理の結果は、発生元に報告する。

事業者	(指定番号) 16B0400018 (都道府県名) 富山県
〈事業者名〉	新川病院介護医療院
〈住 所〉	富山県魚津市住吉236番地
〈代表者名〉	院長 平井 晃 (印)
重要事項の説明を受け、了承し受領しました。	
令和 年 月 日	_____(入所者氏名) _____ (印)
	_____(代理人氏名) _____ (印)

切り取り

<事業者控え

事業者	(指定番号) 16B0400018 (都道府県名) 富山県
〈事業者名〉	新川病院介護医療院
〈住 所〉	富山県魚津市住吉236番地
〈代表者名〉	院長 平井 晃 (印)
重要事項の説明を受け、了承し受領しました。	
令和 年 月 日	_____(入所者氏名) _____ (印)
	_____(代理人氏名) _____ (印)

—別紙—

《各保険者及び市町村》

魚津市	魚津市社会福祉課介護保険係	TEL 0765-23-1148
新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合		TEL 0765-57-3303
黒部市	黒部市福祉課	TEL 0765-54-2111
入善町	入善町保険福祉課	TEL 0765-72-1100
朝日町	朝日町健康課	TEL 0765-83-1100
滑川市	滑川市福祉介護課	TEL 076-475-2111
富山市	富山市福祉保健部	TEL 076-431-6111
	介護保険課	直通 076-443-2042
中新川広域行政事務組合	介護保険課	TEL 076-464-1316
上市町	上市町福祉課	TEL 076-472-1111
立山町	立山町健康福祉課	TEL 076-463-1121
舟橋村	舟橋村生活環境課	TEL 076-464-1121
糸魚川市	糸魚川市福祉保健課	TEL 0255-52-1511

《その他》

富山県国民健康保険団体連合会苦情相談窓口	TEL 076-431-9833
富山県福祉サービス運営適正化委員会	TEL 076-432-3280